

所属研究団体日本遺伝学会 令和元年度 事業報告

事業計画の概要

本会は遺伝に関する研究を奨め、その知識の普及をはかるため、下記諸事業を計画する。

1. 学会誌Genes & Genetic Systemsの発行(隔月1回)
 - (1) Vol 94 No.1~No.6を発行した。
 - (2) 日本出版貿易を通じて、国内外の購読機関に頒布した。
 - (3) 別刷論文の注文を受け付けし、2件36,000円の売り上げを計上した。(94-4まで)
 - (4) 今年度のGGs PRIZE 2019は該当者なしとした。

2. 年次大会の開催(第91回大会を福井大学文京キャンパスにて開催した。)
 - (1) 学会員を対象とした一般口頭発表を開催した。
(一般講演122演題、ポスター発表30演題)
 - (2) 海外より研究者 Dr. Patrick Yizhi Caiを招聘し、国際シンポジウムを開催した。(1件、6演題)
 - (3) テーマ毎による会員、非会員によるワークショップを開催した。
(13件、67演題)
 - (4) 大会で発表する学生の大会参加旅費の一部を援助した(36件、801,000円)
 - (5) 男女共同参画推進の一環として大会へ参加するための支援(1件、43,000円)をした。また、大会中にランチョンワークショップ「女性にとってワークとライフの境目は?~女性就業率ナンバーワン福井県の秘訣!~」を開催した。
 - (6) 第90回大会Best Paper賞受賞者によるプレナリーワークショップを開催した。
 - (7) 第91回大会一般口頭発表者からすぐれた成果を発表した11名をBest Paper賞候補者とした。
 - (8) 第91回大会ポスター発表者からすぐれた発表をした6名にポスター賞(Young Best Poster 賞)を授与した。
 - (9) 台湾(Academia Sinica)から学生2名を招聘し、大会にて口頭発表をしてもらい国際交流をはかった。また、学生の希望する総研大の印南秀樹先生、佐々木顕先生、大槻久先生、遺伝学研究所の明石裕先生、福井大学の本田信治先生の研究室訪問の支援を行った。
 - (10) 公開市民講座『生き物はDNAだけでは決まらない!(エピジェネティクスから生命の謎に迫る)』を開催した。
 - (11) 福井県内の高校から14題のポスター発表に参加いただき、発表した高校生には小林会長からフューチャーサイエンティストとして学会発表認定証を授与した。

3. 木原賞・奨励賞の授与
7月15日に国立遺伝学研究所にて開催された学会賞選考委員会で審議の結果、次の会員を授賞者とした。
木原賞: 平野博之会員、松本邦弘会員
奨励賞: 佐々木真理子会員、鈴木孝幸会員

4. 遺伝学談話会の開催

第18回遺伝学談話会（第1回福岡遺伝学談話会）は、九州地区評議員の仁田坂英二会員と楠見淳子会員が世話人をつとめ、九州大学・伊都キャンパスにて開催された。熊本大学の三浦恭子先生にご講演いただいた。

第19回については、(公財)北海道科学技術総合振興センターおよび札幌市との共同開催の形式で、11/21より全5回のカリキュラムで開催された。当学会からは第2回に北大の遠藤俊徳会員、第3回に北大の長田直樹会員が講演した。

5. 春季分科会

平成31年度「日本遺伝学会第1回春季分科会-遺伝学の将来を考える-」を3月8日に遺伝研で開催した。北野潤先生(遺伝学研究所)に研究基調講演をしていただき、会員、非会員によるポスター発表を行った。また、参加者による投票により10名がポスター発表賞を受賞した。

令和元年度「第2回日本遺伝学会春季分科会-遺伝学のパラダイムシフトを目指して-」は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止とした。

6. 委員会の活動等

(1) 遺伝学教育用語検討委員会

「遺伝学教育用語検討委員会」を設置し、引き続き遺伝学に関する学術教育用語の整理を進めた。遺伝単については2020年に改訂版が刊行予定。

(2) 男女共同参画推進委員会

本学会は男女共同参画推進学協会連絡会に加盟しており、大会への支援や、ランチョンセミナーを開催した。

(3) 生物科学学会連合

第18回会議において2019-20年度の代表選挙が行われ、当学会の小林武彦会長が選出された。今後の生科連の重点活動計画として3つの課題が小林会長より示され、日本遺伝学会は地球生物プロジェクト委員会に参加した。

(4) 自然史学会連合

本学会は自然史科学の研究・教育の振興を目的として、動物学・植物学・地学など主に基礎的な野外科学に関連する学会と協力して、関幅広い活動を進めた。

7. 遺伝学百科事典について

100周年記念行事として取り組み、来年の熊本大会には刊行予定。

8. 会則、定義について

令和1年9月12日に第1条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条を改正し、令和1年9月13日から施行した。